

# 岡山市新庁舎広告付デジタルサイネージ型 情報機器等設置事業者募集要項

## 1 趣旨

本市では、市民サービスの向上に資するとともに、行政財産を活用した新たな財源を確保するため、令和8年度開庁予定の岡山市役所新庁舎(以下「岡山市役所新庁舎」という。)に市政情報等を表示するモニター等(以下「デジタルサイネージ型情報機器」という。)を設置し、併せて広告事業を実施していただく事業者(以下「設置事業者」という。)を企画競争方式により募集します。

また、設置場所については、エントランスホールに面している箇所もあり多数の市民の目に触れる事から、情報発信は勿論のこと、エントランスホールの景観にも配慮した提案を求めます。

## 2 施設の概要

名 称	岡山市役所新庁舎	
所 在 地	岡山市北区大供一丁目1番1号	
開 庁 時 間	岡山市の休日を定める条例(平成元年市条例第44号)に定める市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで	
閉 庁 日	岡山市の休日を定める条例(平成元年市条例第44号)に定める市の休日	
参考数値※	市全体: 人口 693,266人 344,159世帯 北 区: 人口 293,792人 152,747世帯	

※令和7年9月末付け住民基本台帳人口

## 3 募集内容

### (1) 業務名称

岡山市新庁舎広告付デジタルサイネージ型情報機器等設置業務

### (2) 設置場所

#### ●岡山市役所新庁舎

(設置場所図面は別紙1-1から1-3参照)

(EVホールのデジタルサイネージ型情報機器開口枠については  
別紙2-1、2-2参照)

岡山市役所新庁舎(岡山市北区大供一丁目1番1号)

1階: ①総合案内横×1か所

②EVホール東1-1×1か所

③EVホール西1-1×1か所

- 2階：④総合カウンター前×1か所
- ⑤EVホール東2-1×1か所
- ⑥EVホール西2-1×1か所
- 3階：⑦EVホール東3-1×1か所
- ⑧EVホール西3-1×1か所

### （3）業務内容

「岡山市新庁舎広告付デジタルサイネージ型情報機器等設置業務仕様書」のとおり

### （4）デジタルサイネージ型情報機器設置可能日

各デジタルサイネージ型情報機器の設置可能日は下記のとおりとする。

1階総合案内横：令和8年6月1日から

※令和8年6月1日から令和8年6月30日までの間に機器設置を行うものとする。

その他

：令和8年9月1日から

※令和8年9月1日から令和8年9月30日までの間に機器設置を行うものとする。

## 4 広告について

広告内容については、岡山市広告掲載要綱及び岡山市広告掲載基準を遵守するとともに、掲載前に岡山市広告審査委員会で審査を行い、承認を得たもののみ掲載するものとする。

## 5 応募資格

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定及び岡山市契約規則第2条第1項に該当する者でないこと。
- （2）応募申込書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- （3）国税及び地方税を完納していること。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （5）岡山市暴力団排除基本条例（平成24年条例第3号）に定める暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- （6）岡山市広告掲載基準第3条の規定に該当する者でないこと。
- （7）広告付デジタルサイネージ型情報機器の企画・製作及び設置の実績を有していること。

## 6 日程

岡山市新庁舎広告付デジタルサイネージ型情報機器等設置事業者募集の日程は、次のとお

りとする。ただし、やむを得ない事情により変更することがある。

項目	日 程
ホームページ公告掲載（募集要項等）	令和8年2月4日（水）～令和8年3月9日（月）
質疑書の受付	令和8年2月4日（水）～令和8年2月16日（月）
質疑書に対する回答	令和8年2月24日（火）～令和8年3月9日（月）
申込受付（企画提案書の提出）	令和8年3月9日（月）まで
プレゼンテーションの実施	令和8年3月12日（木）予定
協議・協定書締結	令和8年3月下旬

## 7 仕様書等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他）からダウンロードすること。

ホームページアドレス（<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0.html>）

## 8 募集に関する質疑の受付

募集内容に関する質疑の受付方法は、以下のとおりとする。

### （1）質疑書受付期限

令和8年2月16日（月） 午後5時15分まで（必着）

受付期限を過ぎた質疑書は受け付けないため注意すること。

### （2）質疑書の提出方法

質疑書（様式7）により、ファックスまたは電子メールで提出すること。收受を確認するため、送付した旨を本市担当者に電話連絡すること。（電話、口頭による質問は受け付けない。）

○ファックス：086-225-5487 ○電子メール：choushakanri@city.okayama.jp

### （3）回答方法

令和8年2月24日（火）から、岡山市ホームページ（事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他）にて掲載します。

## 9 応募方法等

### （1）申込受付期限

令和8年3月9日（月）午後5時15分まで（必着）

### （2）申込受付場所

岡山市役所総務局総務部庁舎管理課（岡山市役所本庁舎4階）

### （3）申込方法

持参又は郵送により提出すること。

※ファックスや電子メールによる提出は受理しません。

①持参の場合

土日祝日等の閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

②郵送の場合

一般書留、簡易書留のいずれかの方法で送付すること。

※申込受付期間を過ぎて到着したもの及び一般書留、簡易書留以外の方法で郵送されたものは失格とする。

(4) 申込みに必要な書類

下記書類のうち⑩企画提案書を 8 部、それ以外の書類を 1 部提出してください。

①岡山市新庁舎広告付デジタルサイネージ型情報機器等設置事業者申込書（様式 1）

②設置事業者の応募に係る誓約書（様式 2）

③広告事業の実績書（様式 3）

④印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内のものに限る。）

⑤商業登記簿謄本の履歴事項全部証明書の写し（発行後 3 ヶ月以内のものに限る。）

⑥会社概要（様式は任意）

⑦税を完納していることを示す証明書（国税及び地方税（岡山市税及び岡山県税））

（発行後 3 ヶ月以内のものに限る。）

⑧岡山市暴力団排除基本条例に係る誓約書（様式 4）

⑨行政財産の目的外使用料及び使用面積提案書（様式 5）

⑩企画提案書（様式 6）（企画提案用説明資料 8 部を添付）

※企画提案書等については、「企画提案書に記載すべき内容（別紙 4）」を熟知した上で作成すること。

※企画提案用説明資料については、商標及びそれらが推測できる内容は記入しないこと。

(5) 行政財産の目的外使用料及び使用面積提案書（様式 5）に記入する行政財産の目的外使用料

①行政財産の目的外使用料は、岡山市財産条例（昭和 39 年市条例第 27 号）第 2 条第 2 項に基づき、本企画提案において最適な者として特定した者の提案した価格とする。

【参考】岡山市財産条例（昭和 39 年市条例第 27 号）※抜粋

（行政財産の目的外使用料）

第 2 条 行政財産の使用を許可する場合の使用料は、別表第 1 及び別表第 2 に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、入札により行政財産の使用を許可する場合の使用料の額は当該入札の落札金額とし、提案内容に使用料の額を含む企画競争（複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方式をいう。）により行政財産の使用を許可する場合の使用料の額は最適な者として特定した者の提案した金額とする。この場合において、使用料の額は、別表第 1 及び別表第 2 に定める額を下回つてはならないものとする。

- ②行政財産の目的外使用料は、応募者の応募単価に応募面積を乗じた額とする。
- ③応募単価および応募面積（※1）は、行政財産の目的外使用料及び使用面積提案書（様式5）にて提出するものとする。応募単価は1m<sup>2</sup>あたりの年額の行政財産の目的外使用料（消費税及び地方消費税相当額込み）とする。応募面積は、設置を予定するデジタルサイネージ型情報機器の表示面積（※2）の合計面積（m<sup>2</sup>）とする。
- ※1 応募面積の算出にあたって、各デジタルサイネージ型情報機器は下記に適合するものとすること。

1階総合案内横 : 縦2.5m以下、横8m以下、奥行き0.8m以下

2階総合カウンター前 : 縦1.4m以下、横1.4m以下

各階EVホール : 縦1.488m以下、横0.878m以下、奥行き0.15m以下

※2 表示面積とは、設置する広告物を一方向から見たときに同時に見ることができる、表示部分の合計面積が最大となるときの最大可視面積をいい、表示面積の算定は次のとおりとする。

ア. 公告が独立性をもった広告物である場合は、当該広告の表示面となっている部分の面積について算定する。

イ. 表示面積は、占用する当該表示面の外郭線内を単純な幾何学形状（四角形、三角形等）とみなして算定する。

ウ. 表示面の縁に一体として枠等を組み込む場合は、その枠組み等も含めて算定する。

エ. 広告媒体とする広告物の脚や固定部材、付属機器（パソコン、録画再生機器など）、電気配線類は、表示面積から除く。

④応募単価について、最低価格（40,222円/m<sup>2</sup>）に達しない価格を記載した企画提案書は無効とする。

⑤消費税率が引き上げられた場合、行政財産の目的外使用料についても、引き上げられた消費税率に基づき算出し直した額を支払うものとする。

⑥「13 協定書の締結等」に定める協定書締結後の行政財産の目的外使用料の改定は原則として行わないが、行政財産の目的外使用料は毎年度算出するため、当該算出した目的外使用料の額が、応募単価に基づく目的外使用料を上回った場合は、応募単価に基づいたものではなく、当該算出した行政財産の目的外使用料を設置事業者が支払うものとする。

#### （6）他の留意点

- ①上記の「（4）申込みに必要な書類」提出後は修正及び加除は一切認められないため、本募集要項及び質疑に伴う回答等を十分確認の上提出すること。
- ②企画提案書用説明資料の様式は自由とし、サイズは原則A4とする。
- ③本件の申込みに要する費用は、全て応募者の負担とする。

## 1.0 事業者の特定について

### (1) 審査体制

岡山市新庁舎広告付デジタルサイネージ型情報機器等設置業務最適提案者特定委員会（以下「特定委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

### (2) 審査方法

①特定委員会は、企画提案書等の提出書類及び提案者のプレゼンテーションにより、審査項目について審査を行う。

②特定委員会は、評価基準をもとに各委員 200 点満点で採点し、その合計点により最適提案者及び次順位の提案者を特定する。

ただし、一定の評価（合計満点の 6 割）に達する提案者がない場合は、適切な事業者（提案者）なしとし、再募集を行うものとする。

### (3) プrezentationの実施

プレゼンテーション時間は 1 事業者につき 20 分以内とする。その後、審査委員による質疑応答を 10 分程度行う。

### (4) 審査項目及び評価基準

審査項目	評価基準	基準点
(1)企画内容等	① 公募の趣旨や設置目的等の理解	20／200
	② デジタルサイネージ機器、周囲壁面パネル等のデザイン及び周囲との調和	30／200
	③ 岡山市の行事、事業、市政情報案内の表示の仕様	30／200
	④ 広告掲載の表示、レイアウトの仕様	15／200
	⑤ 広告主の募集選定方法の合理性	15／200
	⑥ 掲載情報の更新、機器の保守・点検等の役割	20／200
	⑦ その他提案（市民サービス向上等）	10／200
(2)業務遂行能力	⑧ 同種業務の実績	15／200
	⑨ 準備作業を含む業務全体のスケジュール	10／200
	⑩ 問い合わせ、緊急時等の対応体制及び方法	20／200
(3)行政財産の目的外使用料	⑪ 市へ支払う行政財産の目的外使用料（年額）	15／200

## 1.1 特定結果の通知

最適な提案者に対し提案書を特定したことを書面で通知し、併せて特定されなかった提案者には、その理由を書面で通知する。

## 1 2 申込者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 申込受付期間を過ぎて申込みに必要な書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不備の記載があった場合
- (3) 「5 応募資格」を満たさなくなった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 正当な理由なく、応募者がプレゼンテーションに出席しない場合
- (6) 応募者提案の応募単価の額が、最低価格の額を下回っている場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、特定委員会委員長が失格であると認めた場合

## 1 3 協定書の締結等

- (1) 本市は、特定委員会で特定された最適提案者と協議し、総務局土地建物等活用事業審査委員会により設置事業者としての適格性の審査を行った上で、提案内容を反映した協定書を締結することにより、設置事業者として正式に決定する。
- (2) 最適事業者は、特定後速やかに協定書締結に向けて本市と協議し、協力すること。
- (3) 協定書締結後は、本市の指示に基づき速やかに行政財産の目的外使用許可の申請をすること。
- (4) 本市は、最適提案者と協議が整わない場合または前項の失格項目に該当した場合は、次順位の提案者と協議を行うこととする。

## 1 4 その他留意事項

- (1) 提出書類の著作権は申込者に帰属する。ただし、岡山市が本件の報告、説明、公表等のために必要となった場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 提出書類は一切返却しない。
- (3) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成 12 年市条例第 33 号）に規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を含む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。  
ただし、提案書特定期間中は、同条例第 5 条第 4 号イの規定により、開示の対象とならない。

### 【申込受付場所及び問い合わせ先】

岡山市総務局総務部庁舎管理課（岡山市役所本庁舎 4 階）

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

電話番号：(086) 803-1152（直通）

F A X：(086) 225-5487

電子メール：choushakanri@city.okayama.jp